

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名 砕石購入（宮古地区）
2. 品質・規格・数量 別紙内訳書のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4. 納 入 期 限 令和9年1月29日まで
5. 納 入 場 所 別紙内訳書のとおり
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙1のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和8年 月 日

発 注 者 岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号
分任支出負担行為担当官
三陸北部森林管理署長 山崎 隆治 印

受 注 者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

内 訳 書

品 名	規 格	納 入 場 所	予定数量 (m ³)	m ³ 当たり単価 (円)	契 約 金 額 (円)	路 線 内 訳 (運搬距離の範囲)
再生 クラッシュラン	RC-40 (0~40mm)	土場渡し	5			
		赤前林道	10			(10km以上20km未満) 加重平均距離 18.6km
		長内沢林道ほか	31			長内沢林道、麦生野林道、十二神 林道 (20km以上30km未満) 加重平均距離 26.2km
		落合林道ほか	40			落合林道、大荒川林道、霜地沢林 道 (30km以上40km未満) 加重平均距離 34.1km
小計			86			
岩ズリ		土場渡し	5			
		赤前林道	10			(10km以上20km未満) 加重平均距離 18.6km
		長内沢林道ほか	31			長内沢林道、麦生野林道、十二神 林道 (20km以上30km未満) 加重平均距離 26.2km
		霜地沢林道ほか	40			落合林道、大荒川林道、霜地沢林 道 (30km以上40km未満) 加重平均距離 32.3km
小計			86			
合計			172			
消費税額						
総計			172			

※運搬距離は、最寄りプラントからの距離である。

※10tダンプトラックによる運搬とする。

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名 砕石購入（川井地区）
2. 品質・規格・数量 別紙内訳書のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4. 納 入 期 限 令和9年1月29日まで
5. 納 入 場 所 別紙内訳書のとおり
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙1のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和8年 月 日

発 注 者 岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号
分任支出負担行為担当官
三陸北部森林管理署長 山崎 隆治 印

受 注 者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

内 訳 書

品 名	規 格	納 入 場 所	予定数量 (m3)	m ³ 当たり単価 (円)	契 約 金 額 (円)	路 線 内 訳 (運搬距離の範囲)
クラッシュヤーレン	C-80 (0~80mm)	土場渡し	5			
		高桧沢林道ほか	50			高桧沢林道、大仁田林道、万畑沢林道、ナメリ沢林道 (10km以上20km未満) 加重平均距離 15.0km
		吉部沢林道ほか	95			吉部沢林道、達曽部林道、小檜沢林道、岩井沢林道、小吉部林道、材木沢林道、葛部林道、逸角沢林道 (20km以上30km未満) 加重平均距離 26.1km
		下澄沢林道ほか	130			下澄沢林道、関ヶ沢林道、蔵の沢林道、平沢林道、サキナシ沢林道、板小屋沢林道、ビキ沢林道、桐ノ木沢林道、火石山林道、黒沢林道 (30km以上40km未満) 加重平均距離 34.6km
小計			280			
岩ズリ		土場渡し	5			
		高桧沢林道ほか	30			高桧沢林道、大仁田林道、万畑沢林道、ナメリ沢林道 (10km以上20km未満) 加重平均距離 15.0km
		吉部沢林道ほか	95			吉部沢林道、達曽部林道、小檜沢林道、岩井沢林道、小吉部林道、材木沢林道、葛部林道、逸角沢林道 (20km以上30km未満) 加重平均距離 26.4km
		蔵の沢林道ほか	90			下澄沢林道、関ヶ沢林道、蔵の沢林道、平沢林道、サキナシ沢林道、板小屋沢林道、ビキ沢林道、桐ノ木沢林道、火石山林道、黒沢林道 (30km以上40km未満) 加重平均距離 33.6km
小計			220			
合計			500			
消費税額						
総計			500			

※運搬距離は、最寄りプラントからの距離である。

※10tダンプトラックによる運搬とする。

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名 砕石購入（岩泉地区）
2. 品質・規格・数量 別紙内訳書のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4. 納 入 期 限 令和9年1月29日まで
5. 納 入 場 所 別紙内訳書のとおり
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙1のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和8年 月 日

発 注 者 岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号
分任支出負担行為担当官
三陸北部森林管理署長 山崎 隆治 印

受 注 者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

内 訳 書

品名	規格	納入場所	予定数量 (m3)	m ³ 当たり単価 (円)	契約金額 (円)	路線内訳 (運搬距離の範囲)
再生 クラッシュヤード	RC-80 (0~80mm)	土場渡し	20			
		見内川林道	50			(10km未満) 加重平均距離 8.0km
		遅沢林道ほか	125			遅沢林道、洋仙沢支線林道 (10km以上20km未満) 加重平均距離 13.3km
		川崎林道	30			(20km以上30km未満) 加重平均距離 25.7km
		三沢林道ほか	35			三沢林道、蝦夷森林道 (30km以上40km未満) 加重平均距離 33.2km
		湯草沢林道	10			(50km以上60km未満) 加重平均距離 50.7km
小計			270			
岩ズリ		土場渡し	20			
		見内川林道	20			(10km未満) 加重平均距離 8.0km
		遅沢林道ほか	105			遅沢林道、洋仙沢支線林道 (10km以上20km未満) 加重平均距離 13.3km
		川崎林道	10			(20km以上30km未満) 加重平均距離 25.7km
		三沢林道ほか	15			三沢林道、蝦夷森林道 (30km以上40km未満) 加重平均距離 33.0km
		湯草沢林道	5			(50km以上60km未満) 加重平均距離 50.7km
小計			175			
合計			445			
消費税額						
総計			445			

※運搬距離は、最寄りプラントからの距離である。

※10tダンプトラックによる運搬とする。

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。